

労働政策審議会各分科会における「年度目標の評価について(案)」に対するご意見とその対応について

番号	対象	ご意見の概要	考え方
1	安全衛生分科会 2012年度安全衛生分科会における 年度目標の評価について(案)	<p>1. 平成24年 労働者健康状況調査結果によると、「職場で受動喫煙を受けている労働者の割合:40%以下」の目標は未達成。早急な達成とその実効性のある方策(労働安全衛生法の改正を含め)を強く希望。</p> <p>2. 労働安全衛生法改正法案が再提出されるとするならば、特に未成年者及び妊婦を受動喫煙から守るような条項を盛り込むことを要望。</p> <p>3. 受動喫煙防止対策助成金について (1) 喫煙室の設置の助成が一時的な経過措置であるならば、受動喫煙防止条例(制定されれば法)の施行の妨げとならないよう、設置期限を限るべき。 (2) 助成金制度を今後も継続するのであれば、「受動喫煙防止対策の徹底について(平成24年10月29日厚生労働省健康局長通知)」を厳格に適用し、PM2.5の測定器での常時監視、排気システムの故障対策、喫煙後に喫煙者が吐き出し煙が消失するまで待機する部屋の設置、二重ドア方式の採用等を義務づけるとともに、人の出入りの多い場所の設置を禁止するなど、助成にあたっての条件付けを要望。 (3) 「分煙効果判定基準策定検討会報告書」(2002年6月)、建築物における衛生的環境の確保に関する法律(1971年制定)及び事務所衛生基準規則(1972年制定)の粉じん濃度基準を見直し、環境省の微小粒子状物質PM2.5の大気環境基準値(=1日平均値が$35 \mu\text{g}/\text{m}^3$以下であること;2009年9月告知)を室内環境においても基準値にすることを要望。</p>	<p>いただいたご意見につきましては、関係施策の担当に伝達いたします。</p>
2	安全衛生分科会 2012年度安全衛生分科会における 年度目標の評価について(案)	<p>分煙では受動喫煙を防止できないことがわかっているため、労働者を守るために少なくとも職場の屋内を全面禁煙とすることを要望。</p>	<p>いただいたご意見につきましては、関係施策の担当に伝達いたします。</p>
3	安全衛生分科会 2012年度安全衛生分科会における 年度目標の評価について(案)	<p>受動喫煙について対策を取っている企業等の割合が示されているが、実体験から実際はもっと少ないと推測。喫煙の有無が売り上げに関係のない企業の屋内を全面禁煙とすることを強く要望。</p>	<p>いただいたご意見につきましては、関係施策の担当に伝達いたします。</p>
4	安全衛生分科会 2012年度安全衛生分科会における 年度目標の評価について(案)	<p>受動喫煙を防止するためには、完全禁煙しか方法がない事が明確であるため、活動や評価から分煙行為を外し、完全禁煙に向けた活動のみを評価することを要望。</p>	<p>いただいたご意見につきましては、関係施策の担当に伝達いたします。</p>
5	安全衛生分科会 2012年度安全衛生分科会における 年度目標の評価について(案)	<p>受動喫煙防止対策助成金は民間の自主的努力を推進する観点から非常に重要だが、助成金制度に係る広報・周知をより徹底することを要望。 また、中小事業者は喫煙室を設置するスペースの確保が困難な場合も多いので、平成24年度まで助成対象であった「喫煙室以外の措置」に対する助成を再度検討することを要望。 さらに、助成金の申請手続きについて、弾力的運用による事業者にとっての利用しやすさを確保することを要望。</p>	<p>いただいたご意見につきましては、関係施策の担当に伝達いたします。</p>